

議 第 二 号

仙台市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十九年六月八日

提 出 者

議 員	齋 藤 範 夫
〃	岡 本 あき子
〃	菊 地 昭 一
〃	辻 隆 一
〃	柳 橋 邦 彦

仙台市議会議長
岡 部 恒 司 様

仙台市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務活動費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例

第一条中「交付すること」の下に「及びその使途を公開すること」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（会派及び議員の責務）

第一条の二 会派（所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費が市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、適正に政務活動費を使用するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、透明性の確保に努めなければならない。

第二条中「市議会における」及び「所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。」を削る。

第十条第八項中「第十二条及び第十三条において」を「以下」に改める。

第十二条第三項中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（収支報告書等の公開）

第十二条の二 議長は、非開示情報が記録されている部分を除き、前条第一項の規定により保存されている収支報告書等をインターネットの利用により公開するものとする。

（遵守事項）

第十二条の三 何人も、閲覧に供され、又はインターネットの利用により公開された収支報告書等から得た情報を適正に使用しなければならない。

第十五条を次のように改める。

（委任）

第十五条 収支報告書等の閲覧及びインターネットの利用による公開に関し必要な事項は、議長が定める。

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長又は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十二条の二の規定は、平成二十九年四月一日以後に交付する政務活動費に係る改正後の第十条第八項に規定する収支報告書等について適用し、同日前に交付した政務活動費に係る同項に規定する収支報告書等については、なお従前の例による。

理 由

会派及び議員の責務について新たに規定するとともに、収支報告書をインターネットの利用により公開するものとする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。